

印紙税基本通達新旧対照表

改正後	改正前
<p>別表第1 課税物件、課税標準及び税率の取扱い</p> <p>第10号文書  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">保険証券</div>           (保険証券の意義)</p> <p>1 「保険証券」とは、保険者が保険契約の成立を証明するため、<u>保険法その他の法令の規定により</u>保険契約者に交付する<u>書面</u>をいう。</p> <p>2 (同右)</p> <p>(更新の意義)</p> <p>3 <u>令第27条の2第3号に規定する「更新」には、保険期間の満了に際して既契約を継続するものを含むのであるから留意する。</u></p>	<p>別表第1 課税物件、課税標準及び税率の取扱い</p> <p>第10号文書  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">保険証券</div>           (保険証券の意義)</p> <p>1 「保険証券」とは、保険者が保険契約の成立を証明するため、<u>保険証券の名称を用いて</u>保険契約者に交付する<u>もの</u>をいう。</p> <p>(記載事項の一部を欠く保険証券)</p> <p>2 保険証券として記載事項の一部を欠くものであっても保険証券としての効用を有するものは、第10号文書(保険証券)として取り扱う。</p> <p>(新規)</p>